

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、「東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成17年 4月15日

国土交通大臣 北側一雄

平成17年4月15日

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等
整備・運営事業

実施方針

国土交通省

【 目 次 】

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
（1）事業名称	1
（2）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
（3）公共施設等の管理者等	1
（4）事業目的	2
（5）特定事業に係る業務の概要	5
（6）事業方式	6
（7）事業期間及び本事業の実施に要する費用に関する事項	6
（8）本事業の実施に関する協定等	7
（9）本事業に関係する事業者との協議	7
（10）工程調整に関する関係者連絡会（仮称）の設置	7
（11）遵守すべき法令等	7
（12）事業期間終了時の措置	8
2. 特定事業の選定方法に関する事項	8
（1）選定基準	8
（2）選定結果の公表	9
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	10
2. 選定事業者の決定手順及び決定方法	10
（1）有識者等委員会の設置	10
（2）募集要項等の公表	10
（3）質問受付	10
（4）質問回答の公表	10
（5）第一次審査資料の受付	11
（6）ヒアリング	11
（7）第一次審査及び審査結果の通知	11
（8）第二次審査資料の受付	11
（9）ヒアリング	11
（10）第二次審査及び選定事業者の決定	11
（11）審査結果の公表	12
（12）基本協定・事業契約の締結	12
（13）特定事業の選定の取り消し	13

(14) 提出書類の取扱い	13
3. 応募者の参加資格要件	14
(1) 応募者の構成	14
(2) 応募者の参加資格要件	16
(3) その他	18
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1. S P Cの責任の明確化に関する事項	19
(1) 責任分担の基本的な考え方	19
(2) 想定されるリスクと責任分担	19
2. S P Cの責任の履行確保に関する事項	19
(1) 設計及び施工の履行の確保	19
(2) 実施状況の監視等	19
(3) 対象施設等の変更	20
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
1. 対象施設の立地に関する事項	21
2. 対象施設の配置に関する事項	21
3. 対象施設の規模に関する事項	21
4. 土地に関する事項	22
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
1. 疑義が生じた場合の措置	23
2. 管轄裁判所の指定	23
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	24
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	24
(1) S P Cの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24
(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	25
3. 融資機関又は融資団と国との協議	25
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	26
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	26

3. その他の措置及び支援に関する事項	26
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	27
1. 本事業に関連する事項	27
(1) 本事業の実施に関して使用する言語	27
(2) 提出書類の作成等に係る費用	27
(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表	27
(4) 意見に対するヒアリング	28
(5) 実施方針の変更	28
2. 今後のスケジュール（予定）	28
3. 情報公開及び情報提供	29

様式－1	実施方針に関する質問・意見書
資料－I	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 業務要求水準書（案）
資料－II	リスク分担表（案）

第 1 特定事業の選定に関する事項

国土交通省（以下「国」という。）は、東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日内閣府民間資金等活用事業推進委員会）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 特定事業の事業内容に関する事項

（1）事業名称

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業

（2）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等

② 種類

航空旅客取扱施設

（3）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 北側 一雄（国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 38 条第 1 項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者
東京航空局長 辻村 邦康）

(4) 事業目的

① 東京国際空港の再拡張事業と国際化

東京国際空港は、年間約 6,000 万人の航空旅客が利用する国内航空輸送ネットワークの要であるが、既にその処理能力の限界に達しており、できる限り速やかに同空港の再拡張事業の完成を図ることが必要である。

再拡張事業は、同空港に新たに 4 本目の滑走路等を整備し、年間の発着能力を現在の 28.5 万回から 40.7 万回に増強するものである。

これにより、発着容量の制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利用者利便の向上が図られる。

また、同事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、「羽田空港を再拡張し、2000 年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされたところである。これを受けて、再拡張後、将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保した後の発着枠を活用して、昼間時間帯（06:00～23:00）については、羽田発着の国内線の距離を目安として年間概ね 3 万回程度の近距離国際旅客定期便を就航させることとしている。また、深夜早朝時間帯（23:00～06:00）については、騒音問題等に配慮しつつ、国際旅客便及び国際貨物便を就航させることとしている。

② 国際線旅客ターミナルビル等の必要性

東京国際空港の発着能力の増強により、同空港の国際航空需要は大幅に増加することが予想されるが、これに現在の暫定国際線旅客ターミナルビルで対応することは極めて困難である。

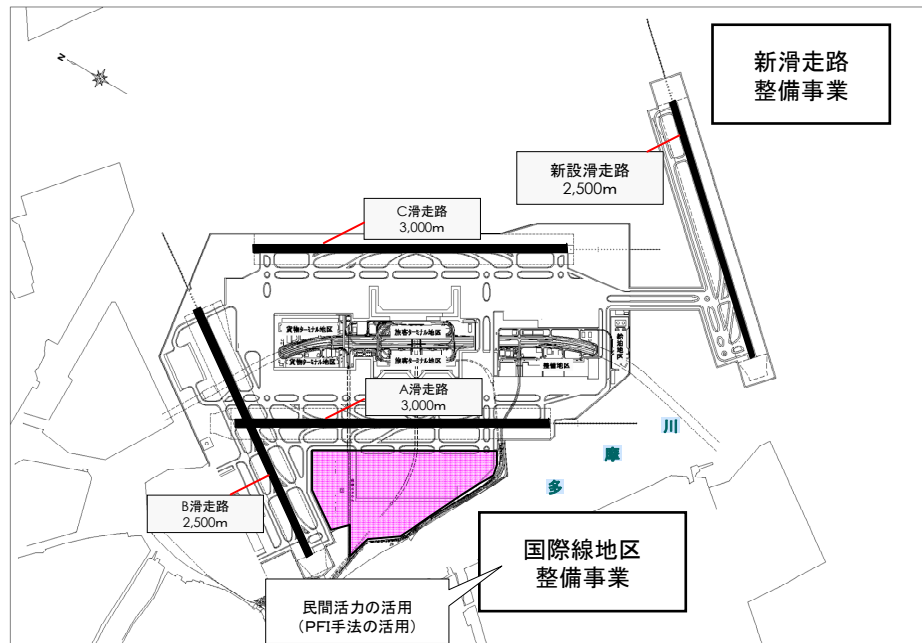
このため、新設滑走路の供用開始に合わせて、同空港に新たに国際線旅客ターミナルビル等の国際定期便の就航に必要な機能を整備する必要がある。

③ 本事業の目的

本事業は、国際線旅客ターミナルビル、空港利用者用駐車場及びこれらの両施設を結ぶ連絡通路等を整備するとともに、効率的な運営を行う事業である。

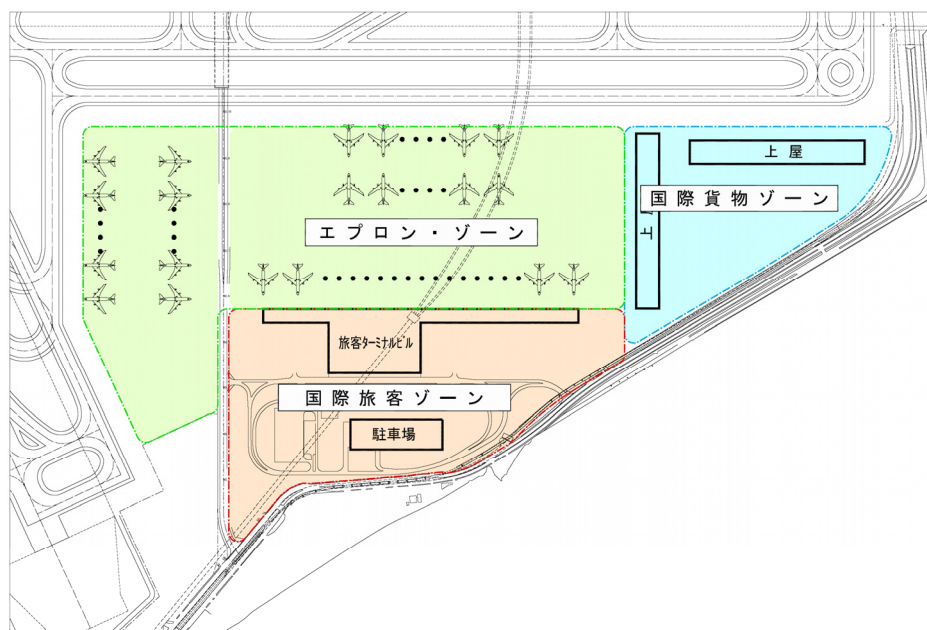
新設滑走路等は、別途公共事業として整備に着手しており、国際線地区貨物ターミナル及び国際線地区エプロン等は各々、別途 PFI 法に基づく事業として整備する予定である。また、鉄道・モノレ

ール施設等は、その他の民間事業者が整備する予定である。



④ 対象地域及び事業範囲

国際線地区の対象地域は次のとおりであり、国際旅客ゾーン、国際貨物ゾーン、エプロン・ゾーンの3つの地域に大別される。



なお、各事業の事業範囲は以下のとおりであり、各々が円滑に実施されるよう配慮する必要がある。

事業区分毎の事業範囲

対 象 施 設		国	P F I 事業者			その他民間事業者
			旅客ターミナル事業 (本事業)	貨物ターミナル事業	エプロン等事業	
国際旅客ゾーン	用地造成 旅客ターミナルビル CIQ検査場等施設 連絡通路 カーサイト歩道（各接車レーン歩道を含む） 空港利用者用駐車場 従業員用駐車場 鉄道、モノレール施設 構内道路（標識等を含む） バス・タクシープール 立入禁止柵・ゲート 供給処理施設（必要に応じ） 共同溝	○	○ 受託 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○
国際貨物ゾーン	用地造成 貨物上屋 CIQ庁舎等施設 ULD置場 トラックヤード 従業員用駐車場 構内道路 トラック待機場 立入禁止柵・ゲート 供給処理施設（必要に応じ）	○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	○
エプロンゾーン	用地造成（液状化対策、既存埋設物保護工を含む） 舗装（エプロン、GSE置場、GSE通行帯等） 航空灯火、エプロン照明灯 電源設備、電線路（ケーブル、ダクト、マンホール） その他付帯施設（貯水槽、エプロン監視用ITV、場周柵等） 給油ハイドラント等施設 供給処理施設（必要に応じ）				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○

(5) 特定事業に係る業務の概要

募集要項等に定める手続によって選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とする商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

なお、各業務の詳細については、募集要項等公表時に示す東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）において規定するが、市場との対話のために現時点での要求水準書（案）（資料-I）を示す。

また、本事業とは別に、SPCは、設計、施工期間中、CIQ施設的设计、施工に関する受託契約を国と締結するとともに、当該施設の施工を実施する事業者を、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づき、一般競争入札により選定、発注し、施工監理を行う。

① 本事業の基本的考え方

国際線旅客ターミナルは、航空旅客の乗降・搭乗手続・手荷物の受託・出入国に必要な法令に基づく審査や検査手続等を行う場であり、これらの行為が確実かつ円滑に進められなければならない。

さらに、全ての航空旅客が確実に利用できる公共交通機関の施設として、高度なセキュリティを確保し、安全で機能的なものであるとともに、長期にわたり安定的にサービスが提供されるものでなければならない。

また、海外からの航空旅客にとっても、そこは空の玄関口であり、広域輸送ネットワークと地域社会とを連結する重要な場所でもあることから、ユニバーサルデザインを基本とし、利便性の高いより快適な空間とサービスを安定的に供給できるものでなくてはならない。

② 施設概要

本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、以下のとおりである。

- ・旅客ターミナルビル（ただしCIQ施設を除く。）
- ・連絡通路
- ・カーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む。）
- ・空港利用者用駐車場
- ・従業員用駐車場

- ・立入禁止柵・ゲート
- ・その他付帯施設

③ 対象施設の運営に関する業務

S P Cは、事業期間中、以下の運営に関する業務を行う。

- ・旅客取扱業務
- ・航空運送事業者、構内営業者に対する施設貸与業務
- ・警備業務
- ・駐車場運営業務 等

④ 対象施設の設計に関する業務

S P Cは、対象施設の設計を行う。

⑤ 対象施設の施工監理に関する業務

S P Cは、対象施設の施工を実施する事業者を、W T O政府調達協定に準じて国が別途指定する手続きに基づき、一般競争入札により選定、発注するとともに、対象施設の施工監理を行う。

⑥ 対象施設の維持管理に関する業務

S P Cは、事業期間中、対象施設の点検保守及び必要に応じた更新並びに清掃等を行う。

(6) 事業方式

S P Cは、対象施設を設計、施工監理し、事業期間が終了するまでの期間対象施設を所有するとともに、維持管理及び運営業務を実施し、事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がS P Cから対象施設を時価で買い取ることのできる方式とする。

(7) 事業期間及び本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間の満了時までとする。借地期間については、対象施設の工事着工日から30年間を予定している。

また、対象施設の供用開始は、平成21年12月を予定している。

なお、国は、事業契約書に特段の定めがある場合を除き、S P Cに対して本事業の実施に要する費用を支払わないものとする。S P Cは、本事業の実施に要する費用を航空旅客からの旅客取扱施設使用料、駐

車料金、航空運送事業者や構内営業者からの施設賃貸料等により回収するものとする。

(8) 本事業の実施に関する協定等

国は、P F I法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

① 基本協定の締結

国は、選定事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、「基本協定書（案）」については募集要項等公表時に示す。

② 事業契約の締結

国は、S P Cとの間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、S P Cは、実施方針、募集要項、選定事業者が提案した事業内容及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。なお、「事業契約書（案）」については募集要項等公表時に示す。

(9) 本事業に関係する事業者との協議

S P Cは、国が本事業と並行して実施する事業と必要な相互の調整を図るとともに、本事業に関係する以下の事業者（以下「関係事業者」という。）と本事業の実施に際して工事施工、費用負担等についての協議を行うものとする。

- ・ 国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業を実施する事業者
- ・ 国際線地区エプロン等整備等事業を実施する事業者
- ・ 鉄道事業者（京浜急行電鉄(株)、東京モノレール(株)）
- ・ 供給事業者（上下水道、電力、ガス、通信） 等

(10) 工程調整に関する関係者連絡会（仮称）の設置

国は、S P C及び関係事業者との間で、本事業の工程調整を円滑に行うための関係者連絡会（仮称）を設置する予定である。

(11) 遵守すべき法令等

S P Cは、以下に列挙するもののほか、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守

することとする。

- ① 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ② 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ③ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ④ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ⑤ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）（平成 6 年法律第 44 号）
- ⑥ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 12 年法律第 68 号）
- ⑦ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑨ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑩ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑪ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑫ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ⑬ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑭ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑮ 空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）
- ⑯ その他関係法令、条例等

（12）事業期間終了時の措置

S P C は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、対象施設を要求水準書に示す良好な状態に保持していかなければならない。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

（1）選定基準

国は、本事業を P F I 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業を P F I 法第 6 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に定める選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

国は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、国土交通省東京航空局のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで選定事業者を決定するものとする。選定事業者の決定にあたっては公募型プロポーザル方式を採用し、民間事業者からの提案を総合的に評価するものとする。

2. 選定事業者の決定手順及び決定方法

国は、以下の手順により選定事業者を決定することを予定している。なお、具体的な日程については募集要項等公表時に示す。

（1）有識者等委員会の設置

国は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。国は、有識者等委員会から審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、有識者等委員会の構成員は募集要項等公表時に示す。

（2）募集要項等の公表

国は、選定事業者の決定等を行う場合は、本事業に係る募集要項等を国土交通省東京航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、提出資料の作成に関する説明会を開催することを予定している。

（3）質問受付

国は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

（4）質問回答の公表

国は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、国土交通省東京航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 第一次審査資料の受付

応募者は、募集要項等に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(6) ヒアリング

国は、第一次審査資料を提出した応募者を対象に、必要に応じて第一次審査資料の内容についてヒアリングを行う。

(7) 第一次審査及び審査結果の通知

国は、応募者の参加資格要件（3.（2）の応募者の参加資格要件をいう。）の有無の確認に加え、以下の事項について、応募者が提出する第一次審査資料を総合的に審査し、応募者の中から上位3者から5者程度を選定する予定である。国は、その結果を各応募者に通知する。第一次審査において選定された応募者（以下「第二次審査参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

なお、具体的な事業者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

【第一次審査事項】

- ・ 全体事業方針
- ・ 事業実施体制
- ・ 類似業務実績

(8) 第二次審査資料の受付

第二次審査参加者は、募集要項等の定めるところにより、第二次審査資料を提出する。なお、国は、第二次審査資料の受付に関して、事前に追加の質問を受け付けることがある。

(9) ヒアリング

国は、第二次審査参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の内容についてヒアリングを行う。

(10) 第二次審査及び選定事業者の決定

① 審査の内容

国は、第二次審査参加者が提出する第二次審査資料について、以下の事項について総合的に審査を行う予定である。なお、具体的な

事業者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

- ・ 施設整備計画（施設配置、旅客動線等）
- ・ 運営計画（運営体制、セキュリティ対策等）
- ・ 事業計画（資金調達、事業採算性等）
- ・ 料金設定（航空旅客からの旅客取扱施設使用料、駐車料金等の設定）

② 選定事業候補者等の決定

国は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者等委員会における審議の結果を踏まえ、第二次審査資料を総合的に審査し、選定事業候補者及び次点選定事業候補者を決定する。国は、その結果を、各第二次審査参加者に通知する。

③ 選定事業者の決定

国は、②の選定事業候補者との間で、事業契約の内容等の詳細について協議を行う。協議が整った場合は当該選定事業候補者を選定事業者として決定する。選定事業候補者との協議が整わなかった場合は、国は、次点選定事業候補者と協議を行う。

(11) 審査結果の公表

国は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び審査の評価の過程について、国土交通省東京航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(12) 基本協定・事業契約の締結

① 基本協定の締結

国は、選定事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② S P C の設立

選定事業者は、基本協定の定めるところにより、事業契約の締結までに、S P C を設立する。

③ 事業契約の締結

基本協定締結後、選定事業者からの提案に基づき、事業内容等に

ついて調整を行った後、国はSPCとの間で事業契約を締結する。

(13) 特定事業の選定の取り消し

国は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合、あるいは本事業をPFIにより実施することが適当でないと判断した場合は、選定事業者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国は、この旨を速やかに公表するものとする。

(14) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類（第一次審査資料及び第二次審査資料をいう。以下同じ。）の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

応募者の提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本事業に関する広報活動等として必要な範囲において、国はこれを無償で使用するができるものとする。また、選定に至らなかった応募者の提出書類については返却しない。なお、選定事業者の提出書類の著作権は、今回の事業契約の締結により国に譲渡するものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負う。

③ 資料の公開について

国は、選定事業者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者の提出書類（決定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。

3. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、③に掲げる業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

また、応募者は応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。応募グループにあつては構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

- ② 応募企業又は構成員は、SPCに出資を行うものとする。その際、SPCは、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）に定める「大会社」あるいは「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとることを要する。

なお、SPCの株主は以下の要件を満たすこととする。

- (ア) 応募企業又は構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- (イ) 応募企業又は構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- (ウ) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

- ③ 応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員又は協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、SPCから直接以下の業務を受託、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を明らかにする。

また、SPCからの受託又は請負により応募企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする。

- (ア) 対象施設の運営に関する業務
- (イ) 対象施設の整備に関する業務
 - (A) 対象施設の設計に関する業務
 - (B) 対象施設の施工監理に関する業務
 - (C) 対象施設の維持管理に関する業務

なお、応募企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、応募企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。

- ④ 応募企業、構成員又は協力会社と同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のある者が、第1. 1. (5). ⑤に示すところの対象施設の施工を実施する事業者となることはできないこととする。
- ⑤ 上記④の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他選定事業者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑥ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。

⑦ 応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めない。

⑧ 当該応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募者の協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力会社である場合を除く。

(2) 応募者の参加資格要件

① 応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(ウ) 第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間に、東京航空局長（以下「局長」という。）から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付け空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(エ) 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村ときわ法律事務所及び株式会社日本空港コンサルタンツ）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係

において関連のある者でないこと。

- (オ) 2.(1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。

なお、外国法人においては、上記(ア)及び(イ)について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。要件の確認方法については、募集要項等公表時に示す。

② 設計企業の参加資格要件

対象施設の設計に関する業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 東京航空局における「建設コンサルタント業務」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 対象施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても(ア)及び(イ)を満たしているものであること。

③ 施工監理企業の参加資格要件

対象施設の施工監理に関する業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社（以下「施工監理企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 東京航空局における「建設コンサルタント業務」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。

- (イ) 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 対象施設の施工監理に関する業務を複数の施工監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの施工監理企業においても(ア)及び(イ)を満たしているものであること。

(3) その他

第1. 1. (5). ⑤により、SPCが対象施設の施工を実施する事業者を選定する場合における当該事業者の参加資格要件については、募集要項等公表時に示す。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. S P Cの責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、国とS P Cのリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

(2) 想定されるリスクと責任分担

国とS P Cの責任分担は、原則としてリスク分担表(案)(資料Ⅱ)による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、募集要項等公表時に示す。

2. S P Cの責任の履行確保に関する事項

(1) 設計及び施工の履行の確保

本契約に係る設計の契約保証金は免除する。

なお、対象施設の施工を実施する事業者による施工の履行を確保するため、S P Cが、当該事業者との間で、施工費相当分の100分の10以上について、履行保証保険付保等による施工期間中の履行保証を行うことを求めることを想定している。

(2) 実施状況の監視等

国は、S P Cが事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、S P Cの財務状況を把握するために、以下の方法により監視を行う予定である。

確認の結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合は、国は、S P Cに対して改善措置を求めることができる。

なお、監視の具体的な方法等については、募集要項等公表時に示す。

① 設計時

S P Cは、設計内容について定期的に国に報告を行い、国の確認を受ける。また、設計完了時には、指定された設計図書を国に提出し、国の確認を受ける。

② 施工監理時

S P Cは、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、施工監理を行い、定期的に国から施工の状況の確認を受ける。また、S P Cは、国が要請したときは、施工の事前説明及び事後報告を行うとともに施工現場での施工状況の確認を受ける。

③ 運営期間中

S P Cは、定期的に国から業務の実施状況の確認を受ける。

また、S P Cは、毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、国に報告しなければならない。

(3) 対象施設等の変更

事業期間中に、利用者のニーズや社会情勢に応じ、対象施設又は運営内容の変更が必要になった場合には、国とS P Cは、事業目的に示した機能の確保の方策、施設の配置、規模、運営内容等について協議を行う。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 対象施設の立地に関する事項

- ・地名地番：東京都大田区羽田空港二丁目
- ・地域地区：準工業地域・準防火地域
- ・貸付対象敷地面積：約 132,000 m²
- ・建蔽率：60%
- ・容積率：200%
- ・周辺状況
 - －接道状況：西側 環状8号線、北側 空港連絡道路
 - －周辺環境：東側 エプロン地区、南側 貨物ターミナル地区
西側 東京モノレール新駅建設予定
 - －地下：既設京浜急行の軌道及び換気口並びに新駅建設予定
- ・その他：本敷地は、建築基準法第86条の公告認定対象区域内となる予定であり、当該区域を同一敷地内とみなすことができる。

2. 対象施設の配置に関する事項

S P Cは、要求水準書に示す貸付対象敷地の範囲内において、自らの提案により対象施設の配置を行うことができる。ただし、S P Cは、国際線地区の他施設との連携が円滑に図れるように対象施設を適切に配置しなければならない。

3. 対象施設の規模に関する事項

S P Cは、対象施設の整備にあたり、以下の昼間時間帯（06:00～23:00をいう。以下同じ。）の国際定期便に係る前提条件に留意するものとする。これらのほか、対象施設の設計等に必要となる詳細な条件については、募集要項等公表時に示す。

- ① 年間発着回数：昼間時間帯においては供用開始時に概ね3万回程度
- ② 年間旅客数：約700万人
- ③ 就航路線：就航路線は近距離国際旅客定期便とし、羽田発着の国内線の距離を目安として考える。
- ④ ピーク時間あたりの発着回数：昼間時間帯においては、出発6回程度、到着6回程度

4. 土地に関する事項

国は、事業期間中、選定事業の用に供するため、行政財産である貸付対象敷地を一括してSPCに有償で貸し付けることを予定している。

なお、土地貸付料及び貸付対象範囲の詳細については、募集要項等公表時に示す。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、国とSPCは、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定める。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、国又はSPCの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1. の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① SPCの提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合その他事業契約書で定めるSPCの責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国はSPCに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、SPCが当該期間内に修復することができなかつた場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ② SPCの財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ③ ①及び②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国はSPCに対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。この場合、国又は国が指定する第三者は、対象施設を時価で買い取ることができる。

(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、SPCは事業契約を解除できる。

- ② ①の規定によりSPCが事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、SPCは国に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。この場合、国又は国が指定する第三者は、対象施設を時価で買い取ることができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他国又はSPCの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、国とSPCは、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に①の協議が整わないときは、国又はSPCは、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により国又はSPCが事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国又はSPCは損害賠償の請求等を行うことができる。この場合、国又は国が指定する第三者は、対象施設を時価で買い取ることができる。
- ④ 不可抗力の定義については、募集要項等公表時に示す。

3. 融資機関又は融資団と国との協議

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめSPCに本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

S P Cが本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援をS P Cが受けることができるように努める。

本事業は、我が国の基幹インフラ整備事業であり、S P Cにおいて長期・安定的な資金調達が行われることが望まれるが、そのための多様な資金調達上の工夫の一環として、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」等の出融資制度を活用することができる。この場合、応募者は自らの責任において当該資金を利用することを前提として提案することができる。

ただし、当該資金を基に提案する場合には、民間金融機関と同様の条件を前提とすることとし、国は、当該出融資制度の趣旨がP F I事業等の安定性向上等にあることに鑑み、同行からの資金調達が可能となった際においても契約条件の見直しは行わない。

当該出融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこととされたい。

3. その他の措置及び支援に関する事項

国は、S P Cが本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国とS P Cで協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

① 受付期間

平成17年 4月15日(金)公表後より

平成17年 5月10日(火) 17:00まで(必着)

② 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式-1)に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。

なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

- ・ 電子メールによる場合は、質問・意見書を添付ファイルとし、着信を確認すること。
- ・ 紙による場合は、印刷物を添付のうえフロッピーを郵送等により提出すること(受付期間内に到達すること)。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、文書(質問・意見書を含む。)は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピー、印刷物等は返却しない。提出方法に関する問合せ先は、③の提出先とする。

③ 提出先

国土交通省東京航空局飛行場部首都圏空港整備調整課

住所 〒102-0074
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
電話 03-5275-9292 (代表) 内線7338
メールアドレス hnd-ptb-pfi@tcab.mlit.go.jp
なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

④ 回答方法

国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施方針に関する質問及び質問に対する回答を、⑤の予定日に、国土交通省東京航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。）。

⑤ 回答公表予定日

平成17年6月10日（金）

(4) 意見に対するヒアリング

(3) で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国が必要と判断した意見については、意見を提出した者と直接ヒアリングを行う場合がある。

(5) 実施方針の変更

国は、(3) で受け付けた実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、PFI法第6条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

国は、実施方針の変更を行った場合は、国土交通省東京航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後のスケジュールは、以下のとおり想定している。
詳細については、募集要項等公表時に示す。

平成17年 6月頃	特定事業の選定
平成17年 7月頃	募集要項等の公表

平成17年 9月頃	第一次審査資料の受付
平成17年10月頃	第一次審査結果の通知
平成18年 2月頃	第二次審査資料の受付
平成18年 4月頃	選定事業者の決定
平成18年 5月頃	基本協定の締結
平成18年 6月頃	事業契約の締結
平成21年12月	対象施設の供用開始
平成49年度	事業契約の終了

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

国土交通省東京航空局のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/tokyo_cab/index_flash_ver_02.html)